

高知県高等学校PTA連合会 高校生総合補償制度ご加入のおすすめ

(こども総合保険)



拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、この度はお子さまのご入学、誠におめでとうございます。

さて、高知県高等学校PTA連合会では、会員の皆さまのご要望により団体割引を適用しました標記の補償制度をご案内しております。

多感な高校生を取り巻く環境は日々厳しさが増し、近年では自転車事故による賠償が大きく取り上げられています。学校管理下はもちろん1日24時間にわたって補償するこの制度をご利用頂くことにより、広くお子様をお守りできるものと自負しております。是非この機会にご加入を頂きたくご案内申し上げます。

敬 具

高知県高等学校PTA連合会 会長 生永 慎一

自動更新システム

本制度は1年毎の自動更新となります。翌年度以降は毎年3月に自動更新のご案内を郵送致します。その時にプランの見直しもOKです。

この制度の特徴

1. 団体割引 15%・損害率による割引 10%^(注) 適用
2. 病気・ケガ・賠償事故等を補償
3. 学校内外を問わず24時間の傷害補償

(注) 損害率による割引は天災危険担保保険料には適用されません。

保 険 期 間

平成24年5月1日^火(午後4時)から
平成25年5月1日^水(午後4時)までの1年間

掛 金 引 落 日

7月12日^木

- 加入対象者(被保険者):高知県高等学校PTA連合会会員の各高校の生徒
- ご加入を希望される方は、同封の加入依頼書兼口座振替依頼書に記入・捺印(金融機関お届印)の上、返信用封筒に入れ、申込締切日までにポストに投函してください。(切手不要)
- 各学校では申込みの受付を致しません。後記の《加入申込み方法》をご覧頂き、お手続きください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願い致します。

ご不明な点がございましたら、取扱代理店までお問い合わせ下さいますようお願い致します。

《こんな時にお役に立つ補償内容》 (24時間国内・国外補償)

こども総合保険

賠償責任補償



日常生活の賠償責任を補償

- 自転車で他人にケガをさせた場合も補償されます。
- 誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまったりして、法律上の賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。
- お子様はもちろん、ご家族(注1)の方も補償されます。
- 上記のほか、情報機器等に記録された情報の損壊、受託物が損壊、紛失、または盗取された場合に法律上の賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。

示談交渉サービスは行いません

損害賠償責任の全部又は一部を承認しようとする時は必ず引受保険会社にご相談ください。

該当タイプ

SS・S

B・E

傷害補償



24時間いつでもどこでも急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償

- 校内・通学途上、クラブ活動、旅行、レジャーなどでの急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。
- 自転車での事故も補償されます。
- 入院・通院は1日目から補償します。

育英費用補償



万一扶養者が不慮の事故で亡くなられたとき等に補償

- 指定された扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で死亡もしくは重度後遺障害が生じたときに、育英費用保険金を全額一時にお支払いします。(あらかじめ扶養者の方を指定していただきます。)

病気補償

入院 医療保険金

病気になり、その治療のために保険期間中に開始した入院が一日を超えて継続した場合にお支払いします。ただし、同一の病気に対しては、60日を限度としてお支払いします。

手術 医療保険金

病気になり、その治療のために保険期間中に所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じてお支払いします。

入院療養 一時金

病気になり、その保険期間中に医師がその治療のために継続して60日以上入院が必要であると診断した場合にお支払いします。

新規ご加入時にすでに被っている疾病による場合は、保険金をお支払いできません。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)

(注1)「ご家族」とは…お子様(被保険者本人)、被保険者本人の配偶者、被保険者本人または配偶者と生計をともにする同居の親族(注2)および別居の未婚(注3)のお子様をいいます。

(注2)「親族」とは…本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。上記の続柄は、賠償責任の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注3)「未婚」とは…これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合についてはこのパンフレットの後記「補償内容」をご覧ください。

病気補償付き
大型補償

《補償金額(保険金額)と掛金》

病気補償付きおすすめ

全タイプに賠償有り

(職種級別A:学生等)

SSタイプ (こども総合保険)		Sタイプ (こども総合保険)				Bタイプ (こども総合保険)	Eタイプ (こども総合保険)
1億円 (記録情報限度額500万円)		1億円 (記録情報限度額500万円)		※4 賠償責任 (示談交渉サービスは行いません)		1億円 (記録情報限度額500万円)	1億円 (記録情報限度額500万円)
262万円(233万円)		209万円(194万円)		死亡・後遺障害		189万円 (158万円)	125万円 (100万円)
4,500円(3,900円)		3,400円(2,900円)		入院1日につき		3,000円 (2,800円)	1,700円 (1,500円)
2,600円(2,100円)		2,200円(1,760円)		通院1日につき		2,100円 (1,700円)	1,100円 (910円)
手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍もしくは40倍		手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍もしくは40倍		手術 保険金		手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍もしくは40倍	
◎	◎			※1 細菌性食中毒等		◎	◎
◎	◎			※2 天災危険		◎	◎
◎	◎			※3 熱中症危険		◎	◎
50万円		50万円		育英費用		40万円	15万円
4,500円(3,900円)		3,400円(2,900円)		入院 医療保険金1日につき			
4.5万円(39,000円)		3.4万円(29,000円)		手術 医療保険金			
10万円		5万円		入院療養 一時金			
15,800円		12,800円		保険料		9,800円	5,800円
200円		200円		※5 制度維持費		200円	200円
16,000円		13,000円		年間掛金		10,000円	6,000円

※1.細菌性食中毒等担保特約…摂取したものにより発生した細菌性食中毒、およびウイルス性食中毒を傷害(ケガ)として補償します。

※2.天災危険担保特約…「地震、もしくは噴火またはこれらによる津波」による傷害(ケガ)を補償します。

※3.熱中症危険担保特約…熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合も、保険金をお支払いします。

※4.示談交渉サービスは行いません。この保険には、保険会社が被保険者の方に代わって示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置き下さい。

※5.制度維持費は集金代行手数料および事務経費の一部として徴収するものです。尚、重複加入の場合は、一被保険者につき200円となります。

※上記は加入者数が1,000名~2,999名(団体割引15%)の場合の補償金額(保険金額)です。加入人数が500名~999名(団体割引10%)となった場合には、()内のおり補償金額(保険金額)が変更になります。

※団体加入の為、保険料が割安となっています。

※上記保険料には、団体割引率15%および損害率による割引率10%が適用されています。ただし、天災危険担保特約には、損害率による割引率は適用されませんので、ご注意ください。

※お子様が継続的に職業に従事している等で、職種級別Aに該当しない場合は、保険料が異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。

《加入申込み方法》

加入申込締切日〈平成24年〉

4月27日^金〈当日消印有効〉

- ①同封の「加入依頼書兼口座振替依頼書」に必要事項すべてを記入例に従い、ご記入、ご捺印下さい。
- ②訂正される場合は、その箇所を＝線で消して訂正印をお願いします。
- ③すべてご記入されましたら「加入依頼書」を同封の返信用封筒に入れ、

4月27日^金までに投函して下さい。 ※送付物は書類のみとしていますので、現金等を同封しないようお願いします

掛金のお支払いは**7月12日^木**に **口座引落とし**となります。

次の金融機関の口座からのお引き落としが可能です。
(全国の銀行・信用金庫・信用組合・労働組合・農業協同組合・ゆうちょ銀行 または郵便局)
※口座からのお引き落としは、集金代行会社 明治安田 システム・テクノロジー(株)によりさせていただきます。
※尚、ご通帳には「MBS.ガクセイホケン」と記帳されます。

もし引き落としができなかったら…

万一、7月12日^木に掛金が引き落としできなかった場合は、**8月13日^金**に再度お引き落としをさせていただきます。
尚、お引き落としできなかった場合は、補償開始日(5月1日)にさかのぼって契約が無効となりますのでご注意ください。

※各学校では、申し込みの受付を致しません。 **上記の加入申込み方法** の要領にてお申し込み下さい。

※ご加入された方には、**加入者票を7月中にご送付致します。**

※この保険は高知県高等学校PTA連合会を保険契約者とし、高知県高等学校PTA連合会会員のお子様を被保険者とする団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として高知県高等学校PTA連合会が有します。

※転校・退学等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出下さい。

《ご加入の際のご注意》

①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)等

・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

- 被保険者(保険の対象となる方)ご本人の生年月日
- 被保険者(ご本人)がお仕事に就いている場合、そのお仕事の内容
- 他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

*他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

●加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)についても併せてご確認くださいませようようお願いいたします。

②被保険者の範囲:被保険者になれるのは、高知県高等学校PTA連合会会員の各高等学校の生徒の方に限ります。

③扶養者の指定:原則として、扶養者として指定できるのは、被保険者(保険の対象となる方)の親権者であり(注)、かつ、被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方とします。

(注)成年に達した場合はこの限りではありません。

④死亡保険金受取人の指定:被保険者の法定相続人以外の方を、【2】(傷害)の死亡保険金受取人として指定することはできません。法定相続人の範囲内の方を受取人として指定する場合は、被保険者の同意が必要となります。(被保険者が未成年者でかつ未婚である場合、この同意は被保険者の法定代理人(親権者等)が代理して行うことが必要です。)同意のないままに死亡保険金受取人を指定してご加入された場合、保険契約が無効になります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

《ご加入後のご注意》

①ご加入内容の確認・保管:加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、加入内容がわかるものを保管いただけますようお願い致します。ご不明な点があれば、代理店または弊社までお問い合わせください。

②通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)

・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

●被保険者(ご本人)がお仕事に就いている場合、または新たにお仕事に就く場合、そのお仕事の内容

③ご加入後の変更:ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、代理店または弊社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

④その他:本パンフレット記載の【3】(育英費用)は、a. 育英費用保険金をお支払いしたとき、b. 被保険者(保険の対象となる方)が独立して生計を営むようになったとき、または、c. 被保険者を扶養する特定の個人がいなくなったときには、効力を失います。(a.に該当した際には、その年度の保険料を返還できない場合があります。)

《高校生総合補償制度(こども総合保険)の補償内容》

被保険者(保険の対象となる方)またはその家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
【1】 入院・手術医療(国内外補償)	入院医療保険金 被保険者(保険の対象となる方)が疾病を被り、その治療のために保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合	入院1日につき、入院医療保険金日額をお支払いします。ただし、同一の疾病(*)に対しては60日を限度とします。 (*)「同一の疾病」 次のいずれかに該当する場合は、後の疾病は前の疾病と異なるものとみなします。 ・入院が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に、再びその疾病の入院治療が必要となったとき。 ・入院をしなかった場合は、その疾病の治療が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に、再びその疾病の入院治療が必要となったとき。	1. 以下の事由により疾病を被った場合 ① ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④ 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用 ⑤ アルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(※1) ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑧ 上記⑥、⑦に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑨ 放射線照射または放射能汚染 2. 以下に掲げるもの ① むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ② 先天性異常 ③ 妊娠または出産 ④ ケガ(傷害)の場合 ⑤ 保険期間の開始時(継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時)より前に発病した病気(ただし、保険期間の開始時(継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時)より1年を経過した後に保険金支払事由が生じた場合を除きます) 等
	手術医療保険金 被保険者(保険の対象となる方)が被った疾病の治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所で、所定の手術を受けた場合	手術の種類に応じて、手術医療保険金額に1倍、2倍または4倍(同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうちもっとも高い倍率)を乗じた額をお支払いします。(注)手術の種類によっては、回数の制限があります。	
メディアカル総合(国内外補償)	入院療養一時金 被保険者(保険の対象となる方)が疾病を被り、医師がその治療のために継続して60日以上の日数の入院が必要であると診断した場合	入院療養一時金の全額をお支払いします。ただし、同一の疾病(*)に対しては保険期間(この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。)を通じて、1回の支払いに限りです。 (*)「同一の疾病」 次のいずれかに該当する場合は、後の疾病は前の疾病と異なるものとみなします。 ・入院が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に、再びその疾病の入院治療が必要となったとき。 ・入院をしなかった場合は、その疾病の治療が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に、再びその疾病の入院治療が必要となったとき。	
【2】 傷害(国内外補償)	死亡保険金 被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。注:すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	① ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親権者もしくは後見人や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ② けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ③ 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ④ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤ 妊娠、出産、流産によるケガ ⑥ 外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)
	後遺障害保険金 被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。注:保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	⑦ 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※1) ⑧ 核燃料物質の有害な特性などによるケガ ⑨ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動中のケガ ⑩ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ⑪ むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの 等
	入院保険金 被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限りです。注:入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術をうけられた場合 「所定の手術」の詳細については、弊社のホームページ http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html をご確認ください。	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。	
	通院保険金 被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。注:入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	
熱中症危険	被保険者(保険の対象となる方)が熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合、【2】傷害における保険金をお支払いします。	—	—
【3】 育英費用(国内外補償)	あらかじめ指定された「被保険者(保険の対象となる方)の扶養者」が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	育英費用保険金額の全額をお支払いします。(注)他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	① ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ② 扶養者がけんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ③ 扶養者の無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ④ 扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤ 扶養者の妊娠、出産、流産によるケガ ⑥ 扶養者に対する外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)
	被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合(重度後遺障害の例) ●両目が失明したとき ●咀嚼または言語の機能を全く廃したとき ●その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき 等		⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑧ 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※1) ⑨ 核燃料物質の有害な特性などによるケガ ⑩ 扶養者が死亡、または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合 等

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
【4】賠償責任（国内外補償）（※2）	<p>被保険者（保険の対象となる方）（注1）が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のもの（情報機器等に記録された情報を含みます。）（注2）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合</p> <p>(1)被保険者本人の居住の用に供される住宅（注3）の所有・使用または管理に起因する偶然な事故 (2)被保険者（注1）の日常生活（住宅（注3）以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故 (注1)賠償責任における被保険者はご本人（加入依頼書等の被保険者氏名欄に記載の方）の他、以下の方となります。 ①ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者 ②ご本人の配偶者 ③ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族 ④ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）のお子様 (注2)受託品を破損した場合に負担する損害賠償責任については、その受託品が次に掲げる間に損壊、紛失、または盗取された場合に限り、保険金をお支払いします。 ①受託品が被保険者の居住の用に供される住宅内に保管されている間 ②受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間 なお、受託品のうち、以下の物は保険の対象になりません。●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物●貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物●自動車（被牽引車を含みます。）、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機およびこれらの付属品●鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物●被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具:ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動●動物、植物等の生物●建物（畳、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。）●門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物●公序良俗に反する物 等 (注3)別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。</p>	<p>1回の事故について、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、協力義務費用、争訟費用などをお支払いできる場合があります。</p> <p>注1:情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任については、500万円または賠償責任保険金額のいずれか低い額が支払限度額となります。</p> <p>注2:損害賠償金の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>注3:他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>①ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）（注）の故意による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ③戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任（※1） ④核燃料物質の有害な特性などによる損害賠償責任 ⑤職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ⑥世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦心神喪失中（泥酔中など）の損害賠償責任 ⑧自動車（ゴルフカートを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）および銃器（空気銃を除きます。）等の所有、使用などに起因する損害賠償責任 ⑨被保険者（注）と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑩被保険者（注）または被保険者（注）の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑪受託品を破損した場合の正当な権利を有する者に対する損害賠償責任については、上記のほか、次の事由による損害賠償責任については保険金をお支払いできません。 ●けんかや自殺・犯罪行為 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨またはひょうなど ●受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したこと</p> <p>等</p> <p>(注)被保険者の範囲については「保険金をお支払いする場合」の(注1)を参照</p>

(※1)「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による疾病、ケガ、損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

(※2)「賠償責任担保条項の一部変更に関する特約」、「受託品に係る賠償責任の一部変更に関する特約」が自動的にセットされます。

・【2】傷害の死亡保険金受取人について特段のお申し出がない場合は、死亡保険金受取人は被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人となります。

・【2】傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。）なお、急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。（職業病、テニス肩 等）

もし事故が起これば...



- ①事故の通知:事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、けがや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④賠償事故の場合:保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)
受付時間:24時間365日



事故は 119番 110番
0120-119-110

【取扱代理店】(お問い合わせ先)

幹事代理店 (有)トラス・ワン 〒780-0085 高知市市場7-8 TEL0120-155-003
非幹事代理店 (有)カマタ保険サービス 〒787-0033 四万十市中村大橋通7-12-17 TEL0880-34-2352

【本制度の引受保険会社】

幹事会社:東京海上日動火災保険株式会社
(ご意見・ご相談先)高知支店高知支社TEL088-823-2575(代表)
非幹事会社:三井住友海上火災保険株式会社

※この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく、単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認下さい。

※引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と締結され、有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

※このパンフレットは、こども総合保険の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には取扱代理店までお問い合わせください。